

平成27年度 第3回都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議 議事次第

平成28年1月29日(金) 13:30~17:00
 文部科学省 旧文部省庁舎 6階 第二講堂

- | | | | |
|------------------------------------|---|-------------|-------------------------|
| 13:30 | 開 会 | | |
| 13:30~13:35 | 挨拶 | 児童生徒課長 | 坪 田 知 広 |
| 13:35~14:00 | 行政説明① (体罰の実態把握、全国いじめ問題子供サミットの報告) | 児童生徒課長 | 坪 田 知 広 |
| 14:00~14:50 | 行政説明② (平成28年度予算案、平成26年度問題行動等調査の結果、いじめの対策及び自殺予防に関する教員研修について) | 児童生徒課課長補佐 | 齊 藤 大 輔 |
| 14:50~15:05 | 事例発表「いじめの未然防止に向けた取組」 | | 千 葉 県
神 戸 市
熊 本 市 |
| (休 憩) | | | |
| 15:25~15:40 | 行政説明③ (体験活動に関する特別交付金について) | | |
| 総務省 地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室 地域支援専門官 | | | 宮 下 利 彦 |
| 15:40~16:05 | 行政説明④ (高校生の政治的活動) | 児童生徒課課長補佐 | 中 安 史 明 |
| 16:05~17:00 | 講義「法律的観点から見た学校・教育委員会の生徒指導業務について」 | 児童生徒課生徒指導室長 | 平 居 秀 一 |
| 17:00 | 閉 会 | | |

「高等学校等における政治的教養の教育と 高等学校等の生徒による政治的活動等について」

(初等中等教育局長通知) Q & A

(生徒指導関係者向け)

学校の構内における生徒の政治的活動 1

- Q 1. 学校の構内における生徒の活動について、選挙運動を含め規制できる法的根拠は何ですか。
- Q 2. 通知では、放課後や休日等における、学校の構内における生徒の政治的活動等については、学校教育上の支障が生じないよう制限又は禁止することが必要とされていますが、どのような場合に学校教育上の支障が生じることが想定されますか。
- Q 3. 前述のような教育上の支障を生じさせないようにするため、校則や懲戒の在り方に関する留意点としてどのようなことがありますか。
- Q 4. 生徒から、デモ参加の打合せのために放課後、休日に空き教室を使用したい旨申入れがあった場合、使用を許可することは適切でしょうか。
- Q 5. 「選挙運動、政治的活動、投票運動は校内では禁止する」と学校が校則等で定め生徒を指導することはできますか。

学校の構外における生徒の政治的活動 7

- Q 6. 学校の構外で行われる生徒の政治的活動等について制限又は禁止することが必要とされる「違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的な政治的活動等になるおそれが高いものと認められる場合」とは、どのような場合が想定されますか。
- Q 7. 放課後、休日等に学校の構外で行われる生徒の政治的活動等について、適切な指導を行うことが求められる「生徒が政治的活動等に熱中する余り、学業や生活などに支障があると認められる場合、他の生徒の学業や生活などに支障があると認められる場合、又は生徒間における政治的対立が生じるなどして学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合」とは、どのような場合が想定されますか。
- Q 8. SNS等による生徒のコミュニケーションや学校外の生徒の活動について、学校はどこまで実態把握を求められますか。
- Q 9. 放課後、休日等に学校の構外で行われる政治的活動等について、届出制とすることはできますか。
- Q 10. 放課後、休日等に生徒が校門を出たところで政治的活動等を行うことについて、どのように考えればよいですか。

インターネットを利用した生徒の政治的活動 11

- Q 1 1 . インターネットを利用した選挙運動は、どのような場合に公職選挙法違反となりますか。
- Q 1 2 . 公職選挙法上、SNSを利用した選挙運動（ツイート・シェア等）は可だが、電子メールを利用した選挙運動は不可であることについて、どのように説明すればよいですか。
- Q 1 3 . インターネットを利用した生徒の政治的活動等のうち、許される行為と許されない行為はどのようなものがありますか。

違反行為が行われていた場合について 13

- Q 1 4 . 公職選挙法に違反する行為をした場合、どのような刑事罰が科されるのですか。
- Q 1 5 . 生徒が公職選挙法等に違反していると考えられる場合、学校はどのように対応すればよいでしょうか。停学や退学といった懲戒処分の対象としてもよいでしょうか。

その他 16

- Q 1 6 . 生徒の政治的活動等に対する指導等において、公立と私立で違いはありますか。それはどのような法的根拠によるものですか。
- Q 1 7 . 通知上、住民投票における投票運動と憲法改正国民投票運動の扱いが異なる理由を教えてください。
- Q 1 8 . 投票日当日に学校行事がある場合等に、投票を理由とした公欠を認めることは考えられますか。
- Q 1 9 . 選挙期間中に海外に留学している生徒への対応についてどのように考えればよいでしょうか。
- Q 2 0 . 公立と私立の教員の政治的行為に関する法的制限の違いについて、具体的に教えてください。

※以下、単に「通知」とする場合は、「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」（10月29日初等中等教育局長通知）を指す。

学校の構内における生徒の政治的活動

Q 1. 学校の構内における生徒の活動について、選挙運動を含め規制できる法的根拠は何ですか。

A. 学校教育法第5条にあるとおり、学校は設置者が管理するものです（設置者管理主義）。学校の設置者は、学校の物的管理（校舎をはじめとした施設の管理を含む。）や運営管理（児童生徒の管理を含む。）などに必要な行為をなし得るものと解されます。学校の学校施設を学校教育目的以外で使用することについては、法令の規定に基づく場合や、学校教育上支障がないと管理者の同意がある場合に認められます（学校教育法第137条）。

学校管理規則等により、その管理について委任を受けた学校長も同様に学校の物的管理や運営管理を行うことができます。

（参考）学校教育法（昭和22年法律第26号）

第5条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

第137条 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

Q 2. 通知では、放課後や休日等における、学校の構内における生徒の政治的活動等については、学校教育上の支障が生じないように制限又は禁止することが必要とされていますが、どのような場合に学校教育上の支障が生じることが想定されますか。

A. 例えば、以下のような場合が想定されます。

【学校施設の物的管理の上での支障があると認められる場合】

- ◆ 部活動による利用があらかじめ決まっている日に、生徒が体育館を用いて集会を開催しようとするなど、本来の教育活動による施設の利用の妨げとなる場合
- ◆ 施設を管理する人員が確保できない日に、生徒が体育館を用いて集会を開催しようとするなど、施設の管理者として、責任をもって施設と利用者の安全を確保することができない場合

【他の生徒の日常の学習活動等への支障があると認められる場合】

【生徒が政治的活動等に熱中する余り、学業や生活などに支障があると認められる場合】

- ◆ 授業を欠席して、自身が支持する政治団体の主催する集会に参加する場合
- ◆ 政治的活動等に没頭して夜遅くまで頻繁に電話やメールをすることが続き、結果として、家庭での学習を怠り学業に影響が出たり、昼夜逆転の生活により授業への集中力を失ったりしている場合

【他の生徒の学業や生活などに支障があると認められる場合】

- ◆ 特定の政策を支持する集会への参加を要請するため、自宅にいる他の生徒に対して夜遅くまで頻繁にメールや電話をし、当該生徒の認識や社会通念を踏まえれば、当該生徒の学業や生活に悪影響が出ていると判断される場合
- ◆ 特定の政策に賛成する先輩が、部活動での人間関係を利用して後輩に集会への参加を強要する場合

【生徒間における政治的対立が生じるなどして学校教育の円滑な実施に支障がある場合】

- ◆ 特定の政策に賛成するグループと反対するグループとがある中で、学校内に対立が持ち込まれた結果、日常の生徒会運営や学級運営に支障が生じる場合

Q 8. SNS等による生徒のコミュニケーションや学校外の生徒の活動について、学校はどこまで実態把握を求められますか。

A. お尋ねについては、学校の状況に応じて区々（まちまち）であり、一概に申し上げることは困難ですが、一般論としては、例えば、校外の交友関係等により、学校の教育活動に支障を生じている又は生じることが明らかに予見されている場合は、教育上の観点から必要な指導が行えるよう、具体的な事実の把握が必要になると考えられます。

Q 9. 放課後、休日等に学校の構外で行われる政治的活動等について、届出制とすることはできますか。

A. 放課後、休日等に学校の構外で行われる、高等学校等の生徒による政治的活動等は、家庭の理解の下、当該生徒が判断し行うものですが、このような活動も、高等学校の教育目的の達成等の観点から必要かつ

合理的な範囲内で制約を受けるものと解されます。

したがって、高校生の政治的活動等に係る指導の在り方については、このような観点からの必要かつ合理的な範囲内の制約となるよう、各学校等において適切に判断することが必要であり、例えば、届出をした者の個人的な政治的信条の是非を問うようなものにならないようにすることなどの適切な配慮が必要になります。

(参考1) 馳文部科学大臣閣議後記者会見録(平成28年1月4日)

記者) 先ほどの18歳の選挙権の主権者の関係なのですけれども、18歳の政治活動について、デモあるいは集会への参加について、幾つかの教育委員会では、届出制も検討しているというようなことが弊紙の取材なんかでも分かっているのですけれども、有識者からは主体的活動を萎縮するのではないか、あるいは憲法 of 思想信条の自由にも抵触するのではないかというような指摘もございますけれども、この辺について大臣の所感をお聞かせください。

大臣) 国公立問わず、これは基本的には、各都道府県の教育委員会、また学校法人等、あるいは国立大学法人が所管しておりますので、所管に任せたいと思います。

所感、違う意味での所感という意味で言えば、そこまで何か縛る必要があるのかなという一面と、もう一面は、やはりエスカレートしないように、行動を把握をしておくということは、そういう判断もあるのかなと思いますが、まさしく学校自体が、常に警察であったり、司法関係者であったり、医療機関であったり、福祉機関であったり、外部の機関と連携を常に持つ必要があると思いますし、その集会に参加とかデモに参加することを報告をさせて、更に何か活動を萎縮させるようなことのないように配慮してほしいと思います。

(参考2) 衆議院議員初鹿明博君提出高校生の政治活動を届出制にすることに関する質問に対する答弁書(平成28年1月19日閣議決定)

一から三までについて

高等学校等の生徒の政治活動に係る具体的な指導の在り方等については、御指摘の憲法の規定も踏まえ、各教育委員会等において適切に判断すべきものと考えます。

<衆議院議員初鹿明博君提出高校生の政治活動を届出制にすることに関する質問主意書(平成28年1月14日提出質問第10号)>

一 高校生の政治活動について、教育委員会が学校への届出制を導入することは憲法第十九条が保障する思想良心の自由を侵害すると考えますが政府の見解を伺います。

二 同じく、集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由を保障

した憲法第二十一条の規定に反すると考えますが政府の見解を伺います。

三 いずれにしても、各自治体の教育委員会は、高校生の政治活動への参加が萎縮してしまうような条例や規則を作るべきではないと考えますが、政府の見解を伺います。

Q 10. 放課後、休日等に生徒が校門を出たところで政治的活動等を行うことについて、どのように考えればよいですか。

A. 校門を出たところは学校の構外に当たります。したがって、通知の第3の3に従い、違法なものや暴力的なもの、それらになるおそれが高いもの（Q6の例を参照）はやめるよう指導すべきです。

違法又は暴力的なものに当たるおそれがない場合には、当該活動が学校の構内での活動に近い性質を有することに鑑み、他の生徒の日常の学習活動等への支障や、その他学校の政治的中立性の確保等の観点から教育を円滑に実施する上での支障が生じないように、注意して対応することが必要です。



選挙権年齢が「18歳以上」に引き下げられたのを受け、文部科学省は昨年10月、高校生の校外での政治活動を解禁する通知を出した。しかし、同省が先月29日、学校現場向けに配布した「Q&A集」では、政治活動を学校に届け出させることを認め、事実上、生徒に圧力をかける余地を残した。識者は、高校生を管理しようとする狙いがあるのは明白と話している。

18歳選挙権 管理の影

文科省が作成した「Q&A集」の主な内容

Q	A
「政治活動を校内では禁止する」という校則を定めることは可能か	不当ではないと考えられる
デモ参加の打ち合わせで休日に空き教室を使うことを許可するのは適切か	打ち合わせは通常は政治活動などに該当すると考えられ、学校管理規則に沿って判断
放課後や休日の学校外での政治活動を届け出制にできるか	各学校で適切に判断。個人的な政治的信条の是非を問わないようにする
生徒が公選法に違反していると考えられる場合、停学や退学としていいか	可能だが、基準をあらかじめ明確化することが必要
投票日当日に学校行事がある場合、投票を理由とした欠席は認められるか	認めることは基本的に考えられない

特報

だが、同省が通知の解釈周知のため、教員向けに作成した計二十項目からなるQ&Aを読むと、通知からの逆行が

校外政治活動で文科省Q&A

文科省は一九六九（昭和四十四）年の旧文部省通知で、高校生の政治活動は校外、校内とも全面的に禁じた。当時は大学での学園闘争が波及し、複数の高校でバリケード封鎖などが展開された。だが、昨年、選挙権年齢が引き下げられ高校生の一部が有権者になることから、同省は方針を転換。新たな通知では「高校生が、国家・社会の形成に主体的に参画していくことを推奨し、校外のデモや集会などへの参加を解禁した。だが、同省が通知の解釈周知のため、教員向けに作成した計二十項目からなるQ&Aを読むと、通知からの逆行が

届け出制容認 解禁通知と逆行

読み取れる。Q&Aでは「校内での政治活動を規制できる法的根拠は」「政治活動で学校に支障が生じる場合は」などの疑問について回答。校外の政治活動についての項目では「（生徒からの）届け出制とすることはできませんか」との問いには、「各学校で適切に判断する」として届け出制を容認している。「教育目的の達成等の観点から必要かつ合理的な範囲で（活動は）制約を受ける」と説明する。

さらに別の回答では「違法なものや暴力的なもの、それらになるおそれが高いものへの参加については「やめるよう指導すべきだ」と勧めている。抽象的な表現に終始しており、具体的な判断は現場に委ねられることになる。これらの項目について、同省の担当者は「高校によって、教育目的を達成するため、届け出がなければ政治活動を認めない高校もあると思う」と予測する一方、「届け出制が生徒の政治活動の萎縮につながるかは何とも言

えない。ただ、公職選挙法改正の趣旨を十分に理解し、政治的教養を充実させるという通知の狙いが妨げられるとは思わない」と話した。こうした文科省の姿勢について、高校生時代に政治活動の経験がある早稲田大の高橋順一教授（近代ドイツ思想史）は「政府に高校生を管理しようという意図があるのは明白だ。校外での政治活動を、あくまで政権の手のひらの上だけでやらせたいという思惑が透けて見える」と批判する。「旧文部省の通知後、若い世代は、上から言われたことをうのみにすることを求められてきた。SEALDs（自由と民主主義のための学生緊急行動、シールズ）などに共鳴する一部の層を除けば、いきなり政治活動が解禁と言われても、戸惑う高校生がほとんどなのではないか」

高橋教授は高校生たちに提言する。「私たちの世代は政治活動が禁じられていく中、巧みにすり抜けてきた。制限が設けられても自分の頭でどうすべきか考え、判断する自主性を磨き、自由な政治活動を獲得してほしい」（三沢典文）

【社会】高校生の主権規制 政治活動「届け出」導入の動き

十八歳以上への投票年齢引き下げに伴い、デモや集会参加など高校生の校外での政治活動が認められた。これを学校への届け出制とするかを、高校を所管する首都圏の七都県と四政令市の教育委員会に本紙が取材したところ、「導入しない」と明言したのは横浜、千葉両市だけで、他は「各学校に委ねる」など導入に余地を残した。届け出制は高校生の活動を萎縮させ政治参加の自由を損なうとして、高校生団体のほか、国会議員からも反対の声が出ている。（早川由紀美）

■高校生の政治活動の届け出制

東京都	各学校に委ねる
神奈川県	是非も含め、考え方を整理中
埼玉県	各学校に委ねる
千葉県	各学校に委ねる
茨城県	各学校に委ねる
群馬県	今後必要に応じて検討する
栃木県	未定
横浜市	導入しない
川崎市	今後の状況を見る
さいたま市	何も決まっていないので回答できない
千葉市	導入しない

※相模原市は高校を所管していない

文部科学省は昨年十月、高校生の政治活動を禁じた一九六九年の通知を廃止し校外での活動を容認。選挙期間中に特定候補を応援するなどの選挙運動は選挙権を持つ人、高校生なら十八歳以上に限られるが、政治活動は年齢の制限はない。

政治活動の届け出制について、文科省は今年、生徒指導関係者向けに作成したQ&A集の中で、「必要かつ合理的な範囲内」で可能とする見解を示した。

本紙の取材に、届け出制を「導入しない」とした千葉市は、その理由を「高校生の校外での政治活動等は、家庭の理解の下、生徒が判断して行うもの」と説明。横浜市は「導入しない」ことを基本としつつ、学校の求めがあれば「その都度検討する」とした。

「各学校に委ねる」としたのは東京都と埼玉、千葉、茨城県の四教委だった。群馬県教委は「今後、必要に応じて検討する」と答え、担当者は「具体的な事例がないので今は決められない。今後、起こったできごとに応じて学校と相談する中で、選択肢として届け出制もある」と話した。

届け出制に対し、デモや勉強会などの活動をしている高校生団体「T-n s SOWL (ティーンズ・ソウル)」は「主権者として認められるべき自由と権利をないがしろにする」などとして、反対する声明をインターネット上などで公表している。

維新の党の初鹿明博衆院議員は一月、政府への質問主意書で、政治志向を学校に知られることで進学や就職に影響することを生徒が恐れ、政治活動の自由が萎縮すると指摘。憲法が保障する思想良心の自由などを損なうのではないかとただした。政府は「憲法の規定も踏まえ、各教育委員会等において適切に判断すべきだ」と答弁した。

◆校外活動へ無言の圧力

＜五十嵐暁郎・立教大学名誉教授（日本政治論）の話＞ 十八歳選挙権をめぐっては、校内での学習内容は政治的中立性を強く求められ、学校現場は萎縮に萎縮を重ねている。そんな中で校外の活動を届け出制とすれば、高校生は無言の圧力と受け取ることもありうる。政治の能力の核となるのは主体性。それを伸ばすには自由が必要だ。

中学生向け学習会「税金の使途を監視する理由」

2016/1/30、私立名古屋女子大学中学校 1・2 年生 9 人が土曜講座 NGO・NPO 訪問の一環として名古屋市民オンブズマン事務所に来訪し、学習会「名古屋市民オンブズマンに聞く『税金の使途を監視する理由』」を実施しました。

名古屋市民オンブズマンは代表の滝田誠一弁護士、事務局の内田隆氏が対応しました。

事前学習

- 1) 過去 1 カ月程度の自分の購入品・携帯代から消費税額がどの程度か調べてくる
- 2) 生徒会の仕組みと予算・決算、その決め方についてまとめてくる
- 3) 「号泣議員」はなぜ泣いたか、調べてまとめてくる
- 4) その他質問があれば事前に送る
- 5) 税金に関係する、気になったニュースがあれば持ってくる

タイムテーブル

- | | |
|-------------|--|
| 9:00- 9:10 | 自己紹介 |
| 9:10-10:00 | 1) 税金って納めてる? 携帯代・購入品から見た消費税額
2) 税金がない社会を考えてみよう
起きてから事務所に来るまでに税金に関係するものは?
税金がある町とない町イラスト
石川県租税教育推進協議会 http://www.sosuiyou.jp/study/data/ |
| | 3) 年貢と税金の違い |
| | 4) 生徒会と国家・自治体の相似性
代表を選んで予算の使途を決める「財政民主主義」 |
| 10:00-10:10 | 【講義】有権者として監視する必要性 民主主義の基本 |
| 10:10-10:20 | 【講義】過去の無駄遣い追及 |
| 10:20-10:30 | 【視聴】包括外部監査の通信簿アニメ https://youtu.be/TSEHRWVLRWk |
| 10:30-10:40 | 【グループワーク】政務活動費領収書を実際にチェックしてみよう |
| 10:40-10:50 | 質問 |
| 10:50-11:00 | 市民オンブズマンの思い |
| 11:00 | 退出 |

- ・配布資料（必要に応じて順次渡す）

<http://nagoya.ombudsman.jp/data/160130.pdf>

- ・名古屋市民オンブズマン タイアップグループパンフ

<http://nagoya.ombudsman.jp/data/2016-1.pdf>

- ・タイアップニュース 187 号

<http://nagoya.ombudsman.jp/news/187.pdf>

まず、自己紹介として、「数多くの NGO・NPO のうち、どうしてオンブズマンを選んだのか」「好きな食べ物」を話してもらいました。

（中学生のみんなは、NGO・NPO の事務所訪問も初めてだし、弁護士に会うのも初めてで

最初は緊張していました。「好きな食べ物」を聞いたのはリラックスさせるためだったのですが、真面目に答えてくれました)

「野々村元議員が泣いた理由に興味を持った」「身近な税金のことを知りたかった」「親戚が税理士で税金に関心があった」などあげました。

1) 税金って納めてる？ 携帯代・購入品から見た消費税額

次に、税金をどの程度納めているか、1カ月間の購入金額を聞いたところ、「1000円しか買わなかったので、消費税は80円」と回答がありました。

滝田代表が「携帯電話を持っている人」と聞くとほぼ全員が手を上げ、「月に携帯代5000円なら消費税は400円。電気代にも消費税がかかっている。水道にも消費税。地下鉄も消費税が上がって値上げした」と説明しました。

その他、大人になって収入があれば所得税や市民税、固定資産税などがかかると説明しました。

2) 税金がない社会を考えてみよう

起きてから事務所に来るまでに税金に関係するものは？

続いて、中学生でも納めている税金は一体何に使われているか、今日朝起きてからこの事務所に来るまで税金に関係していることをあげてみよう、と呼びかけました。

最初はなかなか思いつきませんでした。が、「朝起きて顔を洗った?」と聞くと、「水道」と返事がありました。が、だれが水道を管理しているかはなかなか声が出ませんでした(名古屋市上下水道局)。その後、トイレに行って水を流せば名古屋市上下水道局、テレビを見たら電波の管理は国、コンビニでおにぎりを買ってごみを捨てたら名古屋市環境局。信号や道路標識は愛知県警、救急車は名古屋市消防局、救急車が向かう病院は個人病院・市立・県立・国立病院。道路は市道・県道・国道があり、地下鉄は名古屋市交通局が運営しているとそれぞれ説明したところ、中学生は税金が社会のいろんなところで使われていることを実感しました。

2) 税金がない社会を考えてみよう 税金がある町とない町イラスト

それを踏まえ、石川県租税教育推進協議会が作成した「税金がある町」の絵を見せました。上記に加え、「公園がある」「公立学校がある」「川を整備している」「火事の際は消防車が来る」などができました。

「税金のない町」の絵を見せて、気付いた点を挙げてもらいました。

「信号がないため渋滞して車がぶつかっている」「火事が隣の家まで延焼している」

「ごみを回収しないため、公園や道などにほおっている」

「警察がないため、強盗がいて、店の人も銃で反撃している」

「公園の噴水の水が止まっている」「空気が悪い」「救急車が来ず、けが人がほおっておかれている。」「川が整備されておらず、川の水があふれている」「道路がぼこぼこ」

「けんかや暴力がおおい」「税金のない町は全体的に汚い」

滝田弁護士は「けんかや紛争が起こった際、警察や裁判所があり、きちんと処罰されている。また刑務所もある。これまで意識していなかったかもしれないが、いい社会を

作るためには税金は必要不可欠。みんなでお金を出し合っただけで使い道を決めている」と述べました。

内田氏は「発展途上国では、税金は納めているけれども必要なところに配分されておらず、絵に描いてあるような状況が発生している」と説明しました。

3) 年貢と税金の違い

続いて、生徒からの事前質問にあった「税はいつからあるのか」について答えました。江戸時代は「年貢」と呼ばれており、農民のみ米を支配階級である武士に支払い、武士の給料や警察機構などに充てていました。

しかしながら、使い方は将軍様次第であり、大奥に国家予算の1/4も使われていたという記録もあり、農民の要望が反映されるシステムにはなっていませんでした。

その後1868年ごろ明治維新が起こり、武士の世の中ではなくなり、税も金で納めるようになりましたが、納税した金を国民が決めるシステムにはなっていませんでした。1890年に施行された大日本帝国憲法でようやく議会が開かれましたが、直接国税を15円以上納める25歳以上の男子に限られていました。また、主権は天皇にあり、国民は「臣民」として兵役と納税の義務を負っていました。

第二次世界大戦後、日本国憲法のもと「国民が主権者」となり、20歳以上の女性も参政権を得ました。2016年6月以降、18歳以上の男女が選挙権を得ます。

4) 生徒会と国家・自治体の相似性

歴史の勉強が続いたので、生徒に事前学習を発表してもらいました。

生徒会の役員を行っていた生徒がいたので、生徒会の仕組みについて説明してもらいました。生徒会では文化祭などに関する生徒会費の配分を決めるのですが、そもそもどうやって生徒会役員を選ぶのか。スピーチをして選ぶ基準は何か。

生徒会と自治体はよく似ていて、議員や市長の選挙を通じて納めた税金の使い方を決めるとしました。（国会だけは議員を選ぶのみ。総理大臣は議員が選ぶ）

【講義】有権者として監視する必要性 民主主義の基本

その後、どうやって議員や市長を選ぶのか、その重要な視点の一つが税金の使い方をチェックすることと説明しました。

情報公開請求書を役所に出せば、だれでも役所が持つ公文書を見ることができます。

実際に開示された、名古屋市民オンブズマンが結成される1989年の名古屋市長の交際費の一覧を配布して、気付いた点を挙げてもらいました。

「お見舞いや賛助、せん別相手が真っ黒で誰に払っているか分からない」

「市長交際費の予算が月に150万円」

これでは税金の使い方がふさわしいかどうか分からないため、名古屋市民オンブズマンは情報公開を求める裁判を行いました。今では市長交際費はホームページで相手先まですべて見ることができますし、額も月3万円にもなりません。

<http://www.city.nagoya.jp/mayor/category/317-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

これまで必要のないところに支出してきたということになります。

【講義】過去の無駄遣い追及

市民オンブズマンは、まず情報公開請求して資料を集め、おかしい支出（違法・不当）に対してはそこに住んでいる住民であれば住民監査請求をすると説明しました。住民監査請求をすれば、監査委員が監査をしますが、まず返還勧告ができることがなく、住民訴訟を起こすとなりました。

過去、政務活動費や談合などで勝訴して自治体に公金を返還させています。

近年も名古屋城天守閣木造化に関し、市内16区で行われたタウンミーティングで15区出て意見をまとめたり、ニュースに書くとなりました。

【視聴】包括外部監査の通信簿アニメ

続いて、市民オンブズマンで「包括外部監査の通信簿」という冊子を作るための寄付募集のためのアニメをみんなで見ました。政務活動費についても一部出てきました。

<https://youtu.be/TSEHRWVLRWk>

☆「号泣議員」はなぜ泣いたか

事前学習で「号泣議員」はなぜ泣いたか、調べてまとめてくるとしたところ、「どうしてすぐばれるのに不正をしたのか」という意見が出ました。

そもそも政務活動費とは、議員報酬（兵庫県議の場合年約1400万円）以外に、調査研究にしか使えない補助金として年540万円が支給されています。現在は原則すべての領収書を議長に提出することになっていますが、出張の場合「支払い証明」でも可となっていたため、領収書を付けずに支払い証明だけで年間195往復したことになった疑惑があります。出張した際の報告も議会に提出する必要もありません。また、大量の切手を購入した領収書はありますが、どこに発送したかは議会に提出する必要がなく、切手を金券ショップで売却した疑いもあります。

「政務調査費」という名称だった2011年度、12年度も同様のことをしていましたが、議会に提出される領収書が年間2-3万枚にも及び、しかも紙で公開されるため、写しを取るにも20-30万円かかり、だれもきちんとチェックせず、見過ごされました。

「調査研究その他の活動」にも用途が広がった政務活動費制度が始まった2013年度、神戸新聞が「要請陳情等活動費」をチェックしたところ多額の疑惑に気付いて発覚したという経緯があります。

しかし、政務調査費・政務活動費をめぐる疑惑は号泣議員に限らず、愛知県議でも人件費を払ったことにして金をプールしていたとして議員辞職した事例があるなど、全国的に問題となっているとしました。

【グループワーク】政務活動費領収書を実際にチェックしてみよう

実際に、愛知県議に支給された政務活動費の領収書の束を生徒の前に出しておかしいものをチェックしてもらいました。「人件費の宛先が黒塗りでわからない」などの意見がありました。そもそも愛知県議の領収書は年間2-3万枚ほどあり、普通にコピーを取ると20-30万円かかりますが、愛知県議はCDで公開されており、140円で済みます。

都道府県では大阪府と高知県がネットで公開され、いつでもだれでもチェックできるため、ほかの自治体でもぜひネット公開してもらいたいとしました。

☆各種質問と回答

名古屋市民オンブズマンの資金はどうしているのか、という質問に対しては、「会費とカンパだけで税金は1円も入っていない」としました。ただ、住民訴訟で勝訴した場合、弁護士報酬が自治体から支払われ、その一部を活動にカンパしていますが、住民訴訟の勝率は1割程度でそう儲かるものではないとしました。

どのように不正を発見するかというものは、新聞報道をチェックしたり、内部告発を受けるとしました。

なぜ1990年に名古屋市民オンブズマンを始めたかということ、大阪で「市役所見張り番」という団体が活動しており、名古屋で講演してもらって面白い活動だとして始めました。他人任せにせず、「私が主権者だ」として活動した結果、実際に役所が改善されて大変面白かったことが原動力です。

18歳選挙権については、大学生有志が「愛知県議選では選挙公報がないため作ってほしい」と提言をしたように、今後若い世代が政治にかかわっていくのではないかとしました。

最後に、滝田弁護士が「号泣県議や大臣辞職を受け、議員が金を受け取ること自体悪いことのように思われるかもしれないが、保育園が足りないなど具体的な要望があれば、議員になってほしい人を政治資金として支援することが民主主義の基本ではないか。

選挙権だけでなく被選挙権もある。しっかりした議員もいるはず。それを見分ける力を獲得してほしい」としました。

中学生がどのような感想を持ったかわかりませんが、名古屋市民オンブズマンとして中学生を対象とした話は初めてだったため、ちょっと硬かったかもしれません。

また、当日はシティズンシップ教育を行っている市民団体関係者も傍聴しており、「参加型ワークショップなど、選挙や議会の仕組みを身をもってわかるものができれば、中学生に受けるのではないか」という提案もありました。

今後、18歳選挙権で主権者教育がさらに進むと思います。講演などの要望があればできる限りこたえていきたいと思います。

参考文献

『シチズン・リテラシー』 鈴木崇弘ほか編著 教育出版 2005/4

『シティズンシップ教育のすすめ』 杉浦真理 法律文化社 2013/4





議会と行政と税金について考えよう
 (「朝食のおかず」のワークショップ)

- 1 仲間と旅行に来ています。朝食は次のような和食バイキングでした。
 あなたならどんな組み合わせを選びますか？ いくつでも選んで書いてください。

焼き魚 たまご焼き 納豆 明太子
 だいこんの^に煮^{つけ}付 青菜のおひたし ごはん
 みそ汁 つけもの ^{つく}佃煮 のり

- 2 さて、今書いた紙をふせて、今度は隣の人の好きそうなものを選んで書いてください。
- 3 では、実際に隣の人が最初に何を選んでいたか、書き出したものを比べてみましょう。いくつか一致していましたか。

人は好みや価値観は千差万別で、推し量ることは難しいものです。実際には、「支払う金額は同じなのだから全種類取らなければ気がすまない」という人もいるし、「好き嫌いがあるから数種類でいい」という人もいます。また、出されたものは何でも食べる人もいれば、味付けや^{てん}添加物にこだわる人もいます。さらに、たくさん食べる人もいれば少食な人もいます。なかにはアレルギーや食事療法中のために、食べてはいけないものがある人もいるかもしれません。

- 4 翌朝分は、今朝のバイキングメニューの中から選んだ統一メニューにします。そこで、これからグループごとに統一メニューを作ってください。できるだけメンバーの希望をとり入れながら、残飯が出ないような組み合わせにしましょう。

「朝食に納豆は欠かせない」という人と「納豆なんて見るのも嫌」という人がいた時、どう話し合ったらよいでしょうか。「食べ物が無駄になる」か「払うお金が無駄になる」か、折り合いをつける方法を考えてみてください。グループで統一メニューができたら、他のグループと比べてみましょう。数グループを合わせて統一メニューを作るときには、どんなことが起こるでしょう？最後に、支払う朝食代を税金、朝食の内容を公共施設や公共事業などの行政サービス、統一メニューを決めた話し合いを議会と置き換えて考えてみましょう。

AKB総選挙と選挙の違い

	AKB総選挙	衆議院選挙	参議院選挙	知事・市長選	地方議員選挙
決定方法	投票で決める	投票で決める	投票で決める	投票で決める	投票で決める
応援団	応援団がある	政治資金管理団体がある	政治資金管理団体がある	政治資金管理団体がある	政治資金管理団体がある
	政見放送がある	政見放送がある	政見放送がある	政見放送がある	政見放送がある
	たすきがある	たすきがある	たすきがある	たすきがある	たすきがある
	ポスターを作る	ポスターを作る	ポスターを作る	ポスターを作る	ポスターは公営掲示板に貼る
	公営掲示板はない	ポスターは公営掲示板に貼る	ポスターは公営掲示板に貼る	ポスターは公営掲示板に貼る	ポスターは公営掲示板に貼る
	選挙公報はない	選挙公報がある	選挙公報がある	選挙公報がある	選挙公報がほしい
選挙活動	公開討論会はない	市民団体が公開討論会をする	市民団体が公開討論会をする	市民団体が公開討論会をする	市民団体が公開討論会をする
	質問状はない	市民団体が公開質問状を送る	市民団体が公開質問状を送る	市民団体が公開質問状を送る	市民団体が公開質問状を送る
選挙結果		小選挙区制は1人だけ当選	小選挙区制は複数人当選	1位のみ	定数まで当選
選挙後の活動	1位から順に決める	当選者は政党と拘束名簿式	当選者は非拘束名簿式	個人戦	当選者は同じ権利
	個人戦	基本は政党単位で動く	基本は政党単位で動く	街頭宣伝、ニュースレター、twitterなどで活動	基本は政党単位で動く
	twitterなどで活動を報告する	街頭宣伝、ニュースレター、twitterなどで活動	街頭宣伝、ニュースレター、twitterなどで活動	twitterなどで活動	街頭宣伝、ニュースレター、twitterなどで活動
日常の活動	公演・コンサートネット中継する	議会本会議・委員会はネット中継あり	議会本会議・委員会はネット中継あり	議会本会議・委員会はネット中継あり	議会本会議・委員会はネット中継あり
	テレビ・雑誌・CM	文書通信交通滞在費(月100万円)・立法事務費(月65万円)は公開せず	文書通信交通滞在費(月100万円)・立法事務費(月65万円)は公開せず	予算案・記者会見など	政策?見た目?政党?自治体全体のためを考えて
何を考えて選ぶか	見た目?その他?人気投票	政策?見た目?政党?国民全体のためを考えて	政策?見た目?政党?国民全体のためを考えて	政策?見た目?政党?自治体全体のためを考えて	政策?見た目?政党?自治体全体のためを考えて
投票資格	CD購入者とファンクラブ会員	18歳以上の男女	18歳以上の男女	18歳以上の男女	18歳以上の男女
立候補資格	メンバー	25歳以上の男女	30歳以上の男女	25歳以上の男女	25歳以上の男女
1人何票	CD購入枚数で決まる	1人1票	1人1票	1人1票	1人1票
投票対象	持つ票数をそれぞれ好きな人に投票	選挙区は1人、比例区は政党名が個人	選挙区は1人、比例区は政党名が個人	1人	選挙区在住)
握手 ※効能は?	握手券が必要	候補者が握手を求めてくる	候補者が握手を求めてくる	候補者が握手を求めてくる	候補者が握手を求めてくる
投票方法	秘密投票(電子)	秘密投票(紙)	秘密投票(紙)	秘密投票(紙)	秘密投票(紙)
交際	異性と交際すると処罰	不適切交際は指弾される	不適切交際は指弾される	不適切交際は指弾される	不適切交際は指弾される
熱心に応援する人	ファン	利害関係者?口利き?	利害関係者?口利き?	利害関係者?口利き?	利害関係者?口利き?
支持者が支持を広げるには	知り合いにファンにならないか働き掛ける	後援会活動など	後援会活動など	後援会活動など	後援会活動など
投票先を選ぶには	大勢いれればだけかはタイブ	候補者にまともな人がいると信じたい	候補者にまともな人がいると信じたい	候補者にまともな人がいると信じたい	候補者にまともな人がいると信じたい
投票しなければ	社会に影響はない	誰かの1票がその分重くなる	誰かの1票がその分重くなる	誰かの1票がその分重くなる	誰かの1票がその分重くなる
リコール	なし	なし	なし	あり(有権者の1/3以上署名)	あり(有権者の1/3以上署名)

2016.2.27 名古屋市民オンブズマン